

## UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書

独立行政法人都市再生機構（UR）の賃貸住宅の設備は、全国的に老朽化してきており、居住者の高齢化も進んでいる。このため、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額の継続や修繕など居住者の負担軽減に向けた対策などが求められてきた。

平成 31（2019）年度予算案には 20 年間の家賃減額期間の終了時に現に居住する高齢者については、退去するまで家賃減額を延長することやバリアフリー改修に係る補助率の引上げなどが計上されている。

さらに、平成 31（2019）年度からは「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」が始まる。

そこで、政府においては、UR賃貸住宅団地において、多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まいと街になるよう、下記の事項に取り組むことを求める。

### 記

- 一、平成 45（2033）年度までに 250 団地程度の地域医療福祉拠点の整備拡充を着実に進めること。
- 一、団地機能の多様化に伴い高齢者や子育て支援施設の整備を進めること。
- 一、健康寿命サポート住宅の供給を拡充すること。
- 一、UR賃貸住宅ストックの活用に当たっては、地方公共団体や地域関係者との連携を図るとともに、住民の意見を丁寧に聞き取り居住の安定確保を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 19 日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣

## 食品ロス削減に向けての更なる取組を進める意見書

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間 646 万トン（平成 27（2015）年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約 2 倍に上る。

政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を平成 42（2030）年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取組や意識啓発は、いまや必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取組、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

よって国においては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取組を進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

### 記

- 一、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取組を実施すること。
- 一、商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。
- 一、賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取組を更に支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 19 日

寝屋川市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣 経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）、総務大臣

## 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を 求める意見書

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成 30 年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は平成 30 年 12 月に平成 31 年 1 月 1 日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、政府においては、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

### 記

- 一、医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
- 一、保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、あらかじめ知識を得ることができるようにすること。
- 一、妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が真に必要とする加算分を自己負担することの影響にも十分配慮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 19 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣

## 留守家庭児童会の充実を求める意見書

留守家庭児童会は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して過ごすための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものである。

女性の就労拡大等に伴い、児童が安全に安心して放課後等を過ごせる留守家庭児童会のニーズはますます高まっており、待機児童や過密化の解消に向けた取組を着実に進めるとともに、質の確保が必要である。

また、児童の安全確保には、児童を見守る職員体制の確保が必要である。それゆえ、突発的な事故等が生じた場合に対応する職員のほか、それ以外の児童に対応する者が必要となる等の理由から、職員を複数配置することとしている。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 一、留守家庭児童会支援員の適正配置及び児童の安全確保については、利用者の意見を踏まえ、改善措置を講ずること。
- 一、放課後児童支援員の資格に関する研修は、今後も国の責任の下継続的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策担当)、内閣府特命担当大臣(地方創生、男女共同参画担当)、総務大臣

## 国民健康保険料（税）の負担軽減を求める意見書

国民健康保険の加入者は、高すぎる国民健康保険料（税）に悲鳴を上げており、滞納世帯は全国で 289 万世帯、全加入世帯の 15%を超えている。

全国知事会、全国市長会、全国町村会は、加入者の所得が低い国民健康保険が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを制度の構造的な問題だと指摘し、持続可能な制度とするためには被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張している。

そのため、定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、平成 26 年には具体的に 1 兆円規模の公費を投入し全国健康保険協会並みの負担率にすることを政府に求めている。

よって、国及び政府においては、国民健康保険料（税）の負担軽減のため、1 兆円規模の公費を投入することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 19 日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣